

## 和歌山共同火力株式会社和歌山共同発電所1号機リプレース 計画に係る第二種事業についての判定について

平成22年6月17日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

当省は、和歌山共同火力株式会社和歌山共同発電所1号機リプレース計画に係る第二種事業について内容を確認した結果、本計画は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められるため、環境影響評価法(第4条を除く)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がないと判定し、本日、同法第4条第3項第2号の規定に基づき、和歌山共同火力株式会社に対し、その旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで管轄する和歌山県知事あてにも同様の通知を行った。

(これまでの手続き)

第二種事業概要等の届出受理	平成22年 4月20日
和歌山県知事意見照会	平成22年 4月30日
和歌山県知事意見受理	平成22年 5月24日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)